

木津川市国民健康保険運営協議会結果要旨

会議名	令和6年度第2回木津川市国民健康保険運営協議会				
日時	令和7年1月24日(金) 午後2時00分から午後3時20分	場所	木津川市役所 第2北別館 2階会議室		
出席者	委員 <input checked="" type="checkbox"/> ：出席 <input type="checkbox"/> ：欠席	1号委員 (被保険者代表)	<input type="checkbox"/> 石崎美保 委員、 <input checked="" type="checkbox"/> 堀里美 委員、 <input checked="" type="checkbox"/> 尾崎田鶴 委員 <input checked="" type="checkbox"/> 林直 委員、 <input checked="" type="checkbox"/> 村上恵子 委員、 <input checked="" type="checkbox"/> 大村元昭 委員		
		2号委員 (保険医・保険薬剤師代表)	<input type="checkbox"/> 松吉徳久委員、 <input type="checkbox"/> 吉村陽 委員、 <input type="checkbox"/> 小澤勝 委員 <input checked="" type="checkbox"/> 坊昌史 委員、 <input checked="" type="checkbox"/> 平田和哉 委員、 <input type="checkbox"/> 川田雅彦 委員		
		3号委員 (公益代表)	<input checked="" type="checkbox"/> 馬泰子 委員、 <input checked="" type="checkbox"/> 石塚修二 委員、 <input checked="" type="checkbox"/> 岡田一良 委員 <input type="checkbox"/> 大倉竹次 委員、 <input checked="" type="checkbox"/> 高原和子 委員、 <input type="checkbox"/> 宮本めぐみ委員		
	市理事者	市民環境部 前川部長			
	庶務(事務局)	国保年金課 木村課長、山出課長補佐、浅田課長補佐 新谷主査			
傍聴者	無				
議題	1. 開会 2. 資格審査 3. 会長あいさつ 4. 市長あいさつ 5. 会議録署名委員の指名 6. 議事 (1) 令和7年度国民健康保険税率の見直しについて (2) その他 7. 閉会				
会議結果要旨	1. 開会 事務局が開会を宣言した。 2. 資格審査 委員18名中11名の出席により、会議が成立していることを確認した。 3. 会長あいさつ 4. 市長あいさつ(部長代読) 5. 会議録署名委員の氏名 会議録署名委員として村上委員と坊委員を指名した。 6. 議事 馬会長が議長となり議事を進行した。 (1) 国民健康保険税率見直しについて(木村課長・浅田課長補佐説明)				
	【配布資料】 <input type="radio"/> 質問書写し <input type="radio"/> 資料1 国民健康保険税率改定について <input type="radio"/> 参考資料 令和7年度木津川市国民健康保険税額(案) <input type="radio"/> 資料2 モデル世帯による保険税額比較				

会議結果 要旨	<p>・諮問報告</p> <p>※木津川市国民健康保険条例施行規則（平成19年規則第77号9第2条）の規定により諮問</p> <p>1. 諒問事項 令和7年度国民健康保険税の改定について</p> <p>(1) 改定の内容</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定事項</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額に係る所得割額（率）</td><td>100分の8.0</td><td>100分の8.4</td></tr> <tr> <td>基礎課税額に係る被保険者均等割額</td><td>26,000円</td><td>28,000円</td></tr> <tr> <td>基礎課税額に係る世帯別平等割額</td><td>21,000円</td><td>23,800円</td></tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額の所得割額（率）</td><td>100分の2.2</td><td>100分の2.8</td></tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</td><td>7,800円</td><td>10,200円</td></tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</td><td>6,000円</td><td>7,000円</td></tr> <tr> <td>介護納付金課税被保険者に係る所得割額（率）</td><td>100分の2.4</td><td>100分の2.6</td></tr> <tr> <td>介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</td><td>9,400円</td><td>10,400円</td></tr> <tr> <td>介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額</td><td>5,200円</td><td>5,600円</td></tr> </tbody> </table>	改定事項	現行	改定後	基礎課税額に係る所得割額（率）	100分の8.0	100分の8.4	基礎課税額に係る被保険者均等割額	26,000円	28,000円	基礎課税額に係る世帯別平等割額	21,000円	23,800円	後期高齢者支援金等課税額の所得割額（率）	100分の2.2	100分の2.8	後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	7,800円	10,200円	後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額	6,000円	7,000円	介護納付金課税被保険者に係る所得割額（率）	100分の2.4	100分の2.6	介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	9,400円	10,400円	介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額	5,200円
改定事項	現行	改定後																												
基礎課税額に係る所得割額（率）	100分の8.0	100分の8.4																												
基礎課税額に係る被保険者均等割額	26,000円	28,000円																												
基礎課税額に係る世帯別平等割額	21,000円	23,800円																												
後期高齢者支援金等課税額の所得割額（率）	100分の2.2	100分の2.8																												
後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	7,800円	10,200円																												
後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額	6,000円	7,000円																												
介護納付金課税被保険者に係る所得割額（率）	100分の2.4	100分の2.6																												
介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	9,400円	10,400円																												
介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額	5,200円	5,600円																												
	<p>(2) 施行期日 令和7年4月1日</p> <p>2. 諒問題旨</p> <p>市は、平成30年度の税率改定以来、令和6年度まで国保財政調整基金を活用することにより、増額改定を行わず、現行税率のまま据え置いてきた。</p> <p>のことにより、市保険税率と府が示す標準保険料率は大きく乖離し、安定した国保財政の運営に必要な保険税率への改定が必要な厳しい状況となっている。</p> <p>このような中、今年1月に示された「令和7年度標準保険料率（推計）」では、試算の結果、「一世帯当たり約22.1%の引き上げ」が必要となった。</p> <p>このため、他の医療保険と比べて負担感が大きいと言われる国保において、急激かつ一層の負担が必要となることから、国保財政調整基金の令和6年度決算見込額3億340万1,534円のうち、令和7年度及び令和8年度当初予算編成上確保すべき額を除いた額を全額投入することにより、国保税の急増を抑制する激変緩和を講じ、現時点で適正な保険税率に改定する必要がある。</p> <p>これらのことから、本市の国民健康保険事業の運営に必要な財源を確保するとともに、本市の政策、実情に則したものとするため、本市の令和7年度国民健康保険税額等を改定するもの。</p> <p>・木津川市国民健康保険税率改定の経緯 （資料1）</p> <p>①市は、平成30年度の税率改定以来、令和6年度まで国保財政調整基金を活用することにより、増額改定を行わず、現行税率のまま据え置いてきた。</p> <p>②京都府が示した「令和6年度標準保険料率」は、一人当たりの保険給付費の増加などによる府内全体の保険給付費の増加、また前年度の保険給付費の財源不足を補うため支出した府財政安定化基金の積戻し、加えて都道府県単位化に伴う保険料の上昇緩和のため、令和5年度まで6年間を期限として国から交付されていた府特例基金（激変緩和）の終了などの要因により、令和5年度の標準保険料率と比べ、大幅</p>																													

会議結果 要旨	<p>に増加した。</p> <p>のことにより、市の保険税率と標準保険料率は大きく乖離し、特別会計で運営する国保においては、被保険者に納めていただく保険税率の増額改定が急務となる状況となつたが、府の標準保険料率が示された1月初旬からでは、市国保運営協議会に諮り、協議をする十分な期間の確保が困難であったことから、国保の財政調整基金を<u>2億8千万円</u>投入することで保険税率を据え置いたことにより、基金残高が大きく減少した。</p> <p>③令和7年1月に府から標準保険料率の令和7年度本算定数値が示され、財政運営のため必要となる市保険税率で試算した結果、年間、一人当たりの保険税額が、現行の9万9,797円に比べ、2万2,059円、<u>約22.1%</u>の増となる、12万1,856円となった。</p> <p>④令和7年度の市保険税率については、他の医療保険と比べて負担感が大きいと言われる国保において、急激かつ一層の負担が必要となることから、国保税の急増を抑制する激変緩和を講じ、国保財政調整基金の令和6年度決算見込額3億340万1,534円のうち、令和7年度及び令和8年度当初予算編成上確保すべき額を除いた額を全額投入し算定した。</p> <p>・保険税率・額の試算状況</p> <p>現行税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>1人当たり 保険税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12.6%</td> <td>43,200円</td> <td>32,200円</td> <td>99,797円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>試算状況</p> <p>(1) 令和7年度標準保険料率（推計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>1人当たり 保険税額</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15.45%</td> <td>58,285円</td> <td>34,943円</td> <td>121,856円</td> <td>22.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和7年度市保険税率（案）</p> <p>※保険税增加抑制（激変緩和）のため基金を繰入れた場合</p> <p>基金繰入額 2億1,877万6千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>1人当たり 保険税額</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13.8%</td> <td>48,600円</td> <td>36,400円</td> <td>109,712円</td> <td>9.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【主な質疑・応答】 (○…質疑・意見、▶…質疑に対する応答)</p> <p>○ここに（案）として示されているのが、令和7年度木津川市の保険税率の改定（案）か。前回の勉強会では、府の標準保険料率へ改定した場合、現行税率から約20%の上昇率だと説明があったが、改定（案）では、約10%にまで下げられた。案を算出するのに苦労さ</p>	所得割	均等割	平等割	1人当たり 保険税額	12.6%	43,200円	32,200円	99,797円	所得割	均等割	平等割	1人当たり 保険税額	改定率	15.45%	58,285円	34,943円	121,856円	22.1%	所得割	均等割	平等割	1人当たり 保険税額	改定率	13.8%	48,600円	36,400円	109,712円	9.9%
所得割	均等割	平等割	1人当たり 保険税額																										
12.6%	43,200円	32,200円	99,797円																										
所得割	均等割	平等割	1人当たり 保険税額	改定率																									
15.45%	58,285円	34,943円	121,856円	22.1%																									
所得割	均等割	平等割	1人当たり 保険税額	改定率																									
13.8%	48,600円	36,400円	109,712円	9.9%																									

会議結果
要旨

- れたのではないか。
- ▶前回の勉強会では、予算編成する際、必要な財源を確保した上で、負担感ができるだけ抑えたいと説明した。また委員の皆様から負担ができるだけ抑えて欲しいと意見があった。令和7年度と令和8年度当初予算が組める財源は必ず確保しなければ、赤字になる。赤字補填はできないことから考えた最大の案ということを理解されたい。
- この令和7年度の保険税率（案）を採用した場合、結果的に基金は1億円しか残らないのではないか。
- ▶令和6年度決算においては、3億円あまりの基金残高を見込んでいる。今回の改定（案）まで抑制するため2億円を超える額を投入するので、1億円をきる。令和7年度の決算状況によつては、一部積み戻しができればと考えてはいるが、現時点ではお見込みのとおり。
- 標準保険料率が年々上がっていき、基金がどんどん減っていくことは、非常に危ない。例えば、国庫支出金や府の繰入金等、国や府から、もっと多くの交付金を受け入れる必要がある。
- ▶現在の国保は府が財政基盤を持っている。府が見込んでいた医療費の想定を上回る保険給付が発生した際、府の財政安定化基金を繰り入れた経緯があり、繰り入れた基金は、1年を据え置いた後、後の3年で積み戻すルールが示されている。これに対応するため、令和6年度の標準保険料率を算定する際、府の標準保険料率は上がり、令和6年度から令和7年度は上回って算定されている。その影響は少なくとも令和9年度まで続く見込みである。
- 基金の残高が減ることを危惧する意見をいただいたが、国民健康保険が都道府県化されるまでは、市町村が国保を全て運営し、ある一定の財源は必ず確保する必要があった。今は保険給付に関する部分には、府から補填され、給付に対しての心配はなく、ある程度、保険税の抑制のために財政調整基金を投入できる。国庫支出金等を増やすことは、今後も、市長会等を通じ、安定的な財源の確保について、引き続き、国・府に要望を上げていく。
- ▶質問いただいた、財政調整基金が減ると危惧されていることは、先ほどの説明に付け加えると、令和7年度の保険税率を決定した後には、令和6年度決算の状況や基金の状況について必ず検証する。令和8年度、府から示される標準保険料率と今回の改定（案）との差がどれ程になるかは未定だが、今後、財源がほぼ無くなることから、引き続き保険税率改定の検討が必要になる。
- 非常に厳しい状況は理解する。
- 京都府の国民健康保険運営協議会に出席した際、健康事業によってポイントが付くと府からの交付金が増額されると説明があった。何らかの形で、市挙げて健康づくりへの取り組みを進められたい。広報に、私たちの保険税は、有効に使われている。みんな元気で頑張ろう、給付が増えると保険税が増えていく等、制度の「見える化」が介護保険や、医療保険の軽減に繋がる。国からの福祉系への予算が削られることがないよう、市から、そして府から国に要望してほしい。
- ▶毎年毎年府が示す標準保険料率を見ながら、保険税率を上げないと赤字になると危惧している。幸いにも、基金があり、何とか税率を増やさずにきた。府の示す保険料率と市の保険税率の差は、どこかのタイミングで、合わせないといけないが、今回府から示された標準保険料率に合わせると改定率が約22%になる。検討した結果、基金を投入することで、税率を抑えた。国保をめぐる状況は非常に厳しいと言われ続ける中、今の状況を委員皆さんに、心配いただいている。全国で、国からの交付金を増やせないのか、国保税率をどうしていくのか議論されている。首長がしっかりと国の場で、意見を申し上げて、この実情を理解して欲しいと様々な手だても講じられている。いずれにしても、今後も厳しい状況からの好転がな

	<p>い中、今回の諮問について答申をいただきたい。平成30年度、諮問した際に、「負担が上がる原因である支出を見直す必要がある。」「経理部門を整理し、できるだけ負担を少なく運用することにより、被保険者は納得する。」といった付帯意見があった。ただし出産費用、葬祭費、或いは人間ドック、こういった市町村独自負担については、サービスを一定程度、我慢いただく必要がある。サービスを維持する一方、必要なものが増えると負担だけが増える。前回の税率改定の際、支出を減らすよう意見をいただき、翌年以降、市の負担金額（人間ドックの助成について）見直しをした経過がある。様々な取り組みについては、今後も、検討が必要という考え方を委員皆さまの賛同を得て、進めていきたい。</p> <p>○できるだけ支出を抑え、被保険者の負担を少なくという意見がある。今後も、引き続き、負担を少なくできるよう十分協議されたい。</p>
会議結果 要旨	<p>【意見まとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国等に対し、国保に対する一層の財政支援を求め、被保険者負担の軽減に努めていただきたい。 ○今後も保険税率の改定にあたっては、被保険者の負担が急増しないよう配慮していただきたい。 ○被保険者の健康維持・増進に資する保健事業に積極的に取り組む保険者を財政的に支援する仕組みである保険者努力支援制度を積極的に活用するなど、歳入の確保に一層努められたい。 ○歳入、歳出予算の見直しを行い、保険税の改定幅を慎重に検討されたい。 ○国民健康保険の仕組みを、分かりやすく広報等で広く周知し、「見える化」を図られたい ○財源確保のため適正な賦課・徴収を行うとともに、より収納しやすい環境を整備することで収納率の向上に努められたい。
その他 特記事項	<p>【審議結果】</p> <p>承認</p> <p>議長 答申を出させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>(2) その他 (新谷説明)</p> <p>► 1月30日開催予定の第3回国民健康保険運営協議会では、答申を確認後、令和7年度木津川市国民健康保険事業計画の案と、令和7年度の木津川市国民健康保険特別会計予算案について審議後、今後の国制度改正の保険税関係について説明予定。</p> <p>7. 閉会</p> <p>議事の終了を受けて議長が降壇、全日程を終え、事務局が閉会を宣言した。</p>